

「建築の質の向上に関する検討」の報告書概要

社団法人 日本建築士事務所協会連合会
建築設計制度等対応特別委員会
基本法部会部会長 岡 本 賢

平成20(2008)年度及び平成21(2009)年度の2カ年度にわたって国土交通省の建築基準整備促進補助金事業として建築関連団体に対して「建築の質の向上に関する検討」という課題への募集がなされました。これは構造計算書偽装事件を契機に行われた建築基準法の改正、建築士法の改正が一段落し、その経過を踏まえて今後は建築基本法の制定も視野に入れた、建築の質の向上をめぐる議論が始まるステップととらえられていました。建築関係14団体は各々このテーマに応募し、その検討に取り組むことになり、日事連もその1つとして平成21(2009)年度に応募し、採択されました。また、この14団体でコンソーシアムを形成し、14団体の共通認識としての報告書のまとめも進めてまいりました。

本会では建築設計制度等対応特別委員会の下に新たに基本法部会を設け、昨年(2009年)6月～本年(2010年)2月にわたって討議を重ね、途中、常任理事会や理事会、全国会長会議にも経過や中間報告を行いながら、さらにその承認を得て最終の報告書をまとめました。本会は、その基本的立場である業として建築設計監理を行うという視点からこのテーマに取り組むこととし、共有すべき建築の基本理念を提案し、それを実現する為の基本的施策とその関係者の責務・役割を明らかにし、主要な施策と仕組みを提言することとしました。

提言の主旨は、建築設計を機能的に統括するのは建築士事務所であり、現在の建築生産システムにおいて建築の質を決定する中核的な位置に建築士事務所があることを認識すること、そしてそれを明確にするために建築士事務所法の制定を求め、専門技術者を法的に位置づけ、民間と行政の役割分担を明確にし、建築主や事業者の責務を明確にすることを求めるものです。

昨年(2009年)の政権交代による政策変更で建築基本法制定の気運はトーンダウンしていますが、基本法制定と基準法、建築士法の見直し等建築に関わる法制の抜本的な検討が必要な時が迫っています。そのような認識の中でこの報告書が一助となれば幸いです。